

介護保険事業者の事故報告書の提出方法（H18年度～）

[特定施設入居者生活介護除くサービス用]

介護保険サービス事業者は、事故発生時には、市町村へ報告することが義務づけられています。

< 提出の流れ >



< 提出先の保険者 >

該当する利用者の保険者及び事業所所在地の市町村

< 提出する事故の範囲 >

まずは、提出先の市町村に確認してください。

その市町村が、神奈川県が策定した標準例に基づいている場合は、「神奈川県事故報告取扱要領(標準例)」を参照してください。

《掲載場所》

「かながわ福祉情報コミュニティ(ラクラク)」 「介護情報サービスかながわ」
「書式ライブラリー」 「事故報告書」 「事故報告書取扱要領(標準例)」

「神奈川県事故報告取扱要領(標準例)」は平成18年度に改正になっています。
必ずお読みください。

市町村が独自の取扱要領を定めている場合は、その要領に従ってください。

< 提出する事故報告書の様式 >

まずは、提出先の市町村に確認してください。

その市町村が、神奈川県が策定した事故報告書(標準例)に基づいている場合は、下記からダウンロードしてください

「かながわ福祉情報コミュニティ(ラクラク)」 「介護情報サービスかながわ」
「書式ライブラリー」 「事故報告書」 「事故報告様式(標準例)」

「神奈川県事故報告取扱要領(標準例)」の改正に伴い、事故報告書様式(標準例)が変更になっています。**必ず、様式を確認しておいてください。**

市町村が独自の事故報告様式を定めている場合は、その様式で市町村に提出してください。

< 注意！ >

利用者の自己過失による事故であっても、医療機関で受診したものは報告対象です。
事業者の責任の有無ではなく、サービス提供時の事故か、また、程度はどのくらいかで報告の要不要が分かります。